

施設型給付費・地域型保育給付費等の  
利用調整申込書（兼保育児童台帳）

向日市福祉事務所長 様

施設型給付費・地域型保育給付費等の利用調整につき次のとおり申し込みます。利用調整の決定等に関して、保育の必要性の状態や所得状況について、福祉事務所が公簿や個人番号（マイナンバー）等で確認することに同意します。また本申請内容及び所得状況に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

令和 年 月 日

保護者

住所 (入所希望月 1日時点)	向日市 町
氏名	

転入前住所（申請時に向日市に住所がない場合）又は 転居前住所（申請時に向日市内で住所が異なる場合）記入欄
〒
□令和 年 月 日以前の送付先

申請児童	氏名	生年月日	性別	連絡先	父	
	ふりがな	平成 令和 年 月 日	男・ 女		母	
入所を 希望する 施設名	第1希望:	第9希望:				
	第2希望:	第10希望:				
	第3希望:	第11希望:				
	第4希望:	第12希望:				
	第5希望:	第13希望:				
	第6希望:	第14希望:				
	第7希望:	第15希望:				
	第8希望:					
保育の実施を希望する期間		令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで				
兄弟姉妹2人以上の 申込者はいずれかを選択 してください。	<input type="checkbox"/> 本児のみでも入所を希望する					
	<input type="checkbox"/> 別々の保育所等でも同時入所を希望するが、希望順位を下げても同園希望					
	<input type="checkbox"/> 別々の保育所等でも同時入所を希望するが、希望順位を優先する					
	<input type="checkbox"/> 同じ保育所での同時入所を希望する					
	<input type="checkbox"/> その他 [ ]					
生活保護の受給	有・無	保護開始日 : 年 月 日 担当ケースワーカー :				
同居者の障がい者手帳 療育手帳の有無 特別児童扶養手当の受給	有・無	氏名 :				
ひとり親世帯	該当 ・ 非該当	<input type="checkbox"/> 離婚( 年 月 日) <input type="checkbox"/> 未婚 <input type="checkbox"/> 死別( 年 月 日) <input type="checkbox"/> 別居( 年 月 日) [調停 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 《証明書 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無》]				

## 重要事項確認書

次の事項について確認のうえ、□にレ点をし、署名してください。

- 必要書類は、所定の期日までに必ず提出してください。提出がない場合や、期日を過ぎてから提出された場合、決定等に反映されません。
- 提出書類の内容に虚偽があった場合は、決定等を取り消します。
- 利用申込中に保護者の認定事由に変更があった場合は、保育の必要性を認定する指数が変更となる可能性がありますので、速やかに子育て支援課へ変更後の書類を提出してください。既に認定している事由に該当しなくなった場合は、決定等は取り消しとなり、再度、新たな認定事由にて認定し直すこととなります。  
(児童・保護者の住所・氏名等が変わる場合、保育を必要とする事由(就労、疾病等)に変更があった場合、保護者が育児休業を取得する場合等)
- 保護者の求職活動や出産等を認定事由として保育所を利用する場合、認定期間(保育を利用できる期間)が定められます。認定期間中の指定の期日までに認定事由に変更(求職活動の後に就労開始する等)がなかった場合は、認定期間の満了日の属する月末日をもって退所(保育の実施解除)とします。
- 育児休業・産後休暇明けでの入所申請の場合、入所した月のうちに元の職場に復職できるよう、職場と調整した上で申請してください。復職後、復職を確認する書類を提出いただきます。  
(例：4月1日利用開始の方は、4月中に育児休業を終了し、復職していないと退所(保育の実施解除)となります。また、保育料とは別に要した費用を負担いただきます。)
- 本申請内容については、入所決定施設に提供いたします。
- 適正な保育を実施するため、保護者の在職証明書等の内容について、勤務先等に確認をする場合があります。
- 適正な保育の実施及び保育料等の決定のため、保育所(園)等及び療育施設、関係部署等から、児童の登園状況・健康状況・入所要件確認のための情報等を収集する場合があります。また保育所(園)等からの求めに応じ情報を提供する場合があります。
- 保育料の納付に関して、受益者負担の公平性を確保するために、保育料を納付されていない人を対象に向日市から支払う児童手当の各支払期(4月・6月・8月・10月・12月・2月)に、保育料を児童手当から直接徴収(特別徴収)を行う場合があります。  
(実施対象者には、児童手当支払日前に特別徴収通知書を送付します。)  
また、保育料等に滞納がある場合、退所(保育の実施解除)となる可能性があります。
- 児童及び保護者が向日市内に住所を有する(住民票がある)方でないと、申請はできません。  
(転入のため利用開始月の前月末までに住民票を異動可能な方は、申請時に向日市に住民票がなくても申請できます。  
入所決定月の1日時点で住民票がなかった場合、入所及び認定は取消しとなります。)  
向日市外へ転出されると、申請は取下げとなります。入所後に転出される場合には、転出日の属する月末までで退所となります。

以上確認のうえ、署名します。

令和 年 月 日

保護者氏名 \_\_\_\_\_